

周知日：令和4年4月1日

社会福祉法人大仙ふくし会 女性活躍推進法に基づく行動計画

法人が掲げる経営理念を達成するためには、全職員の個性と能力が十分に発揮できる環境整備が重要であり、その一環として女性活躍推進法の視点に基づき、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

2. 法人の課題

- (1) 年次有給休暇取得率が低い
- (2) 役員に占める女性の割合が低い

3. 目標と取組内容・実施時期

【目標1：年次有給休暇の平均取得率を50%以上にする】

- ・令和4年4月～
 - ①年次有給休暇の取得状況を把握、管理していく
 - ②各施設で取得状況を管理し、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに寄り添った取得促進を行う
 - ③関連が深い時間外勤務状況も継続管理し、必要に応じて業務分担の見直しや業務改善等を行いながら、時間外の削減に努める
 - ④取得しやすい雰囲気づくりに関する情報提供や研修を行う

【目標2：役員に占める女性割合を20%以上にする】

- ・令和4年10月～ 女性役員候補者の情報収集を行いリスト化する
- ・令和5年4月～ 役員改選の際に、リストを活用しながら選考する